

札幌市告示第2176号

令和3年（2021年）4月14日付け札幌市告示第2139号及び第2140号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和3年（2021年）4月15日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

別紙のとおり

2 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

1 令和3年(2021年)4月14日付け札幌市告示第2139号の訂正箇所

(1) 訂正前

第3 入札参加資格

**共通事項**

- (2) 平成31・32年度札幌市競争入札参加資格者名簿に対象工事ごとに定める工種で登録していること。(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づき対象工事ごとに定める工種の再認定を受けていること。)

(2) 訂正後

第3 入札参加資格

**共通事項**

- (2) 令和3・4年度札幌市競争入札参加資格者名簿に対象工事ごとに定める工種で登録していること。(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づき対象工事ごとに定める工種の再認定を受けていること。)

2 令和3年(2021年)4月14日付け札幌市告示第2140号の訂正箇所

(1) 訂正前

第3 入札参加資格

**共通事項**

- (2) 平成31・32年度札幌市競争入札参加資格者名簿に対象業務ごとに定める業種で登録していること。(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づき対象業務ごとに定める業種の再認定を受けていること。)

(2) 訂正後

第3 入札参加資格

**共通事項**

- (2) 令和3・4年度札幌市競争入札参加資格者名簿に対象業務ごとに定める業種で登録していること。(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づき対象業務ごとに定める業種の再認定を受けていること。)